

「ドメスティクバイオレンス」のことを知ろう！

そもそも「DV」って？

DVとは、一般的には「配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」のこと。社会的、経済的、身体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超えた重大な社会問題です。被害者は女性の場合が多く、男女の固定的性別役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等から、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのは仕方ないといった考え方などが生まれ、暴力につながる背景になっています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どんな行為が「暴力」になるの？

DVには、殴る、蹴る、物を投げつけるなどの身体的な暴力や、心ない言動により相手の心を傷つけるなどの精神的な暴力など様々な形態があります。暴力が続くと不安や緊張により、心身ともにダメージを受けます。暴力を自分の落ち度のせいと思い込む自責の念などにより、心は深く傷つけられます。また、DVを見聞きした子どもの心や体にも深刻な影響を与えます。



曾於市では、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない地域社会を創出するため「あらゆる形態の暴力の根絶」を基本理念として「2018年度～2027年度の曾於市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

基本目標Ⅰ

DV根絶に向けた啓発と教育の充実

- 1 市民への啓発
- 2 未然防止のための教育啓発

基本目標Ⅱ

被害者の早期発見および相談体制の充実

- 1 早期発見体制の充実
- 2 相談体制の充実

基本目標Ⅲ

被害者等の安全確保

- 1 緊急時における被害者等の安全確保
- 2 被害者等の情報管理の徹底

基本目標Ⅳ

被害者の自立支援の充実

- 1 被害者の自立に関する支援
- 2 被害者への心理的な支援
- 3 被害者の子どもに関する支援

重点施策

一切の暴力を認めない社会の実現

DV被害者に寄り添った支援の推進

関係機関等との連携協力体制の充実

暴力を受けて一人で悩んでいませんか？

平成 28 年に行われた意識調査では、DV を受けた被害者のうち、「どこにも相談しなかった」が 37.3% で最も多く、次いで「友人、知人に相談した」が 18.4% となっています。この現状をふまえ、DV 被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう相談体制を整えています。

相談窓口

県女性相談センター（相談ダイヤル）

☎ 099-222-1467
月～金 8:30～17:00
(木曜日は 20:00 まで)
(祝日・年末年始除く)
日曜日 9:00～15:00

県男女共同参画センター相談室

☎ 099-221-6630 (6631)
水～日 9:00～17:00
(月曜日除く)
火曜日
(休館日の翌日) 20:00 まで

女性の人権ホットライン (鹿児島地方法務局)

☎ 0570-070-810
月～金 8:30～17:00
(土・日・祝日除く)

性犯罪被害 110 番（県警察本部）

☎ 099-206-7867

曾於市 企画課 地域活躍推進係

☎ 0986-76-8802（企画課直通）
平日のみ 8:30～17:00

◇お願い◇

どうにもならないとあきらめずに、まずはお電話してください。近年、鹿児島県内では年に 1000 件を超える相談があり（配偶者暴力相談支援センター等への相談件数より）、曾於市内でも昨年度 16 件の相談がありました。何か支援できることがあるかもしれません。ぜひ SOS を出してください。

《参考》

配偶者暴力相談支援センター（鹿児島県内）への相談件数（女性相談センター、男女共同参画センター、地域振興局・支庁、市町村）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
本人（件）	1,342	1,367	1,373	1,225
通報（件）	111	154	89	111
合計（件）	1,453	1,521	1,462	1,336

曾於市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画に関する詳しい内容は、
曾於市ホームページをご覧ください。

この件に関するお問い合わせは… 企画課 地域活躍推進係 ☎ 0986-76-8802